平成２１年（フ）第１７４５号
仙台市太白区袋原２丁目７番３号
債務者　田中　和代
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第３０７号
福島市山口字日向21番地、前住所福島市渡利字絵馬平83番地の２
債務者　丹治　美裕
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第３０８号
福島市山口字日向21番地、前住所福島市渡利字絵馬平83番地の２
債務者　丹治　静子
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第６８６号
茨城県東茨城郡大洗町磯浜町6874番地
債務者　酒井　正之
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第６８７号
茨城県東茨城郡大洗町磯浜町6874番地
債務者　酒井　敦子
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第６９１号
茨城県笠間市柏井571番地２
債務者　柴沼　　等
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第６９６号
水戸市河和田３丁目2260番地　市営河和田住宅51―４棟302号
債務者　加倉井　恵
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第６９９号
水戸市六反田町1208番地の10
債務者　眞崎　秀幸
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第７０５号
茨城県東茨城郡大洗町磯浜町796番地
債務者　関根　夏紀
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第７１１号
水戸市米沢町277番地の６　ペアガーデンアネックスＢ棟101号
債務者　長谷川倫代
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第３１９号
茨城県土浦市真鍋５丁目９番23号ハイツ八坂201号室
債務者　大川　　昭
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第１０７号
千葉県茂原市東部台２丁目32番地６
債務者　田中　真理
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２１年（フ）第１０８号
千葉県長生郡白子町古所3395番地６
債務者　直江　俊輔
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２１年（フ）第１１１号
千葉県長生郡一宮町東浪見4739番地
債務者　小関　米子
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２１年（フ）第１１２号
千葉県長生郡長柄町大津倉545番地
債務者　篠田みゆき
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２１年（フ）第１１３号
千葉県長生郡一宮町一宮2114番地７号
債務者　新井　　恵
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２１年（フ）第１１８号
千葉県茂原市腰当933―３レミュール103、住民票上の住所千葉県四街道市栗山881番地２
債務者　宇田川健二
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２１年（フ）第１２０号
千葉県茂原市高師町３丁目８番地３メゾンドラメール101
債務者　鈴木ジェリミーこと　スズキジェリミーエスゲラ
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係